

教務関連諸規程もくじ

1. 学籍番号	1
2. 履修登録手続	1
3. 交通機関のストライキ・台風等の場合における授業の取り扱いについて	2
4. 出欠席の取り扱い	3
5. 定期試験	4
6. 受験心得	4
7. 評価基準	5
8. 修了要件の選択	5
9. 研究指導	5
10. 修了	5
11. 教職課程	5

教務関連諸規程

1. 学籍番号

- (1) 入学と同時に学籍番号が与えられ、在学中は変わらない。
- (2) 学内における試験・履修登録・授業料納入および各種願書・届書・証明書等の事務取り扱い、学籍番号によって処理されるので正確に記憶し、省略してはならない。
- (3) 学籍番号の構成は、次のとおりである。

課程	研究科	専攻	学籍番号		
			入学年度	研究科	個人の番号
修士	商学	商学	23	GC	0123
	経済学	経済学	23	GE	0123
	国際学	国際学	23	GK	0123
	法学	企業・自治体法務	23	GJ	0123
	コンピュータサイエンス	コンピュータサイエンス	23	GS	0123
博士	商学	商学	23	GC	0512
	経済学	経済学	23	GE	0512
	国際学	国際学	23	GK	0512
	法学	企業・自治体法務	23	GJ	0512

2. 履修登録手続

履修登録とは、前期ならびに後期の始めに当該学期で履修しようとする学科目を選び、所定の手続を経て、所属研究科長に届け出ることである。

履修登録手続は、次のことに注意して指定された期日までに登録すること。

- (1) 各年次に履修できる単位数は、学科目履修規程に定められたとおりとする。
- (2) 学科目の登録は、前期ならびに後期の指定された期間にそれぞれ行うこと。
なお、原則として、履修登録後の変更は認めないが、やむを得ない事由により変更が必要な場合は、「履修訂正願」に必要事項を記入の上、大学院教務事務室へ提出すること。ただし、履修訂正期間内に限る。
- (3) 未登録科目の受講および受験は認めない。
- (4) 二重登録（同一曜日・講時に二つの学科目を登録すること）が発見された場合は、そのうち一科目を無効とする。
- (5) すでに単位を修得した学科目は、再度登録することができない。
- (6) 修士課程において、2年以上在学し、かつ修了に必要な単位を修得したが、修士論文または特定課題研究が不合格となった者は、指導教員と相談の上、履修登録に代えて「在学届」を提出することができる。
- (7) 他研究科の学科目の履修を希望する者は、指導教員と当該学科目担当者に受講の了承を得た上で、「受講願」を大学院教務事務室へ提出すること。
- (8) 大学学部授業科目の履修を希望する者（法学研究科を除く）は、指導教員の了承を得たうえで、所定の期間内に教務課で科目等履修生申請手続をすること。

3. 交通機関のストライキ・台風等の場合における授業の取り扱いについて

- (1) 阪急電鉄・西日本旅客鉄道（大阪～京都間）のいずれかが、ストライキを執行した場合は休講とする。
ただし、ストライキが解除された場合の授業の取り扱いは次のとおりとする。

ストライキ解除時刻	授業開始講時
午前 6 時 00 分までに解除	平常どおり
午前 6 時 01 分から午前 10 時 00 分までに解除	3 講時から
午前 10 時 01 分以降に解除	終日休講

- (2) 大阪府・京都府南部・兵庫県南部のいずれかに暴風警報あるいは特別警報が発表された場合は休講とする。
ただし、発表されている暴風警報あるいは特別警報が解除された場合の授業の取り扱いは次のとおりとする。

警報解除時刻	授業開始講時
午前 6 時 00 分までに解除	平常どおり
午前 6 時 01 分から午前 10 時 00 分までに解除	3 講時から
午前 10 時 01 分以降に解除	終日休講

なお、授業開始後に暴風警報あるいは特別警報が発表された場合は、本学の判断により措置する。

- (3) 災害発生等により授業に支障をきたす事態が発生した場合は、本学の判断により措置する。
(4) 定期試験については、上記の取り扱いに準じてこれを延期し、延期された試験の実施要領については後日これを公示する。

表「大阪府・京都府南部・兵庫県南部」の市町村

大阪府	大阪市	大阪市
	北大阪	豊中市 池田市 吹田市 高槻市 茨木市 箕面市 摂津市 島本町 豊能町 能勢町
	東部大阪	守口市 枚方市 八尾市 寝屋川市 大東市 柏原市 門真市 東大阪市 四条畷市 交野市
	南河内	富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 太子町 河南町 千早赤阪村
	泉州	堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 和泉市 高石市 泉南市 阪南市 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町

京都府南部	京都・亀岡	京都市 亀岡市 向日市 長岡京市 大山崎町
	南丹・京丹波	南丹市 京丹波町
	山城中部	宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久御山町 井手町 宇治田原町
	山城南部	木津川市 笠置町 和束町 精華町 南山城村

兵庫県南部	阪神	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
	北播丹波	西脇市 篠山市 丹波市 多可町
	播磨西北部	宍粟市 市川町 福崎町 神河町 佐用町
	播磨南東部	明石市 加古川市 三木市 高砂市 小野市 加西市 加東市 稲美町 播磨町
	播磨南西部	姫路市 相生市 赤穂市 たつの市 太子町 上郡町
	淡路島	洲本市 南あわじ市 淡路市

4. 出欠席の取り扱い

授業科目の単位の修得には、授業時数の3分の2以上の出席が必要とされる。欠席が授業時数の3分の1を超えた者は、当該授業科目の受験資格を失うことがある。

ただし、次の事由により欠席した場合、欠席届（所定の用紙）に証明書類を添えて、速やかに（原則として1週間以内）届け出た者については、学科担当者の判断により、欠席として取り扱わない場合もある。

- (1) 忌引のとき（配偶者および1親等は5日、2親等は3日。帰省する場合は、いずれも往復日数は含まない）
- (2) 学校保健安全法施行規則に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患したとき。（診断書添付）
- (3) その他特別の事由により、所属研究科の研究科委員会が認めたとき。

表「学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）」

	病名	出席停止期間
第一種感染症	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルク熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
新感染症		
第二種感染症	インフルエンザ(特定鳥インフル エンザを除く)	発症した後の五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくか ぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種感染症	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※	

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎：ノロウイルスなどによっておこる嘔吐や下痢）

5. 定期試験

履修登録した学科目について、各学期およびタームの最終週に期間を設けて行う。

試験方法は筆記試験、レポート試験等があるが、詳細は学生用ホームページ「WEB PATHOS (学内掲示板)」で連絡する。

なお、授業時数の3分の2以上の出席がない場合は、学科目担当者の判断により、受験資格を失うことがある。

(1) 筆記試験

各学期およびタームの最終週の授業内の60分間を利用して行う。

(2) レポート試験 (提出要領)

大学院教務事務室に提出するレポートは、次の要領で提出すること。

①提出期限・時間を厳守すること。(締切日以後は一切受け付けない)

②所定の「レポート作成要領報告書」に、黒のボールペンで必要事項を記入のうえ、必ずレポートに添付すること。

また、「引用文献」「参考文献」欄は、レポート作成に際し、引用または参考にした文献等があれば必ず記入すること。

③レポートは「レポート作成要領報告書」を上にし、ホチキスまたは綴じ紐などで綴じて提出すること。

(クリップ類は不可)

④「レポート作成要領報告書(学生控)」は、レポート提出の控となるので各自で大切に保管しておくこと。

⑤一度提出したレポートの加筆・訂正等は一切認めないので、よく確認したうえで提出すること。

6. 受験心得

(1) 学生証は必ず携帯し、監督者の指示した位置に提示すること。

なお、学生証または仮学生証を持っていない場合は、当該科目を受験することはできない。

(2) 学生証を忘れた者は、大学院教務事務室で仮学生証の交付を受けること (当該学期の定期試験期間中を通じて有効、発行手数料：300円)。

(3) 試験場に20分以上遅れて入場することはできない。

また、30分以上経過しなければ退場することはできない。

(4) 答案用紙には、学籍番号・氏名をボールペンで記入すること。

なお、学籍番号・氏名のない答案用紙は無効とする。

(5) 次の行為などは不正行為とし、その期の受験科目の得点をすべて無効とする。

①答案用紙を交換した場合。

②替玉受験をした場合。

③カンニング・ペーパーを所持または使用した場合。

④机や持ち込み許可物に不正な書き込みをした場合。

⑤改ざんした仮学生証を使用した場合。

⑥指定されたもの以外を持ち込んだ場合。

⑦教科書・参考書・ノートなどを貸し借りした場合。

⑧他人の答案をのぞきみして写した場合。

⑨答案用紙を提出しなかった場合。

⑩監督者の指示に従わなかった場合。

(6) 答案用紙は、必ず指定の場所に提出し、速やかに退場すること。

(7) 試験場内では、携帯電話等の電源を切ること。

7. 評価基準

学業成績は、授業科目ごとに 100 点満点として、60 点以上の得点をもって合格とし、これを次の評語によって表す。

評点	評価	可否
100 点～80 点	優	合格
79 点～70 点	良	
69 点～60 点	可	
59 点～ 0 点	不可	不合格

8. 修了要件の選択

修士課程における修了要件の選択については、所定の「修了要件選択届」を定められた期日までに提出しなければならない。

なお、選択した修了要件を変更する場合は、指導教授に承認を得、論文（課題研究）提出締切日の 1 カ月前までに、所定の「修了要件変更願」を提出し、当該研究科委員会の許可を得なければならない。

9. 研究指導

入学に際して選定した専修もしくは専攻科目に基づき、決定した同科目担当者を指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

なお、研究テーマの変更等により、指導教授を変更する場合は、新旧の指導教授の承認を得、所定の「指導教授変更願」を提出し、当該研究科委員会の許可を得なければならない。

10. 修了

修士課程は、原則として 2 年以上在学し、かつ、修了に必要な単位を修得し、修士論文または特定課題研究の審査に合格すれば、修士の学位が授与される。

博士課程は、3 年以上在学し、かつ、修了に必要な単位を修得し、博士論文の審査に合格すれば、博士の学位が授与される。

11. 教職課程

中学校教諭一種免許状または高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係るそれぞれの学校の教諭の専修免許状所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

履修方法の詳細については、「教育職員免許状（専修免許状）の取得方法について」を参照すること。

本大学院の各研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科の種類
商学	商学	高等学校教諭専修免許状	商業
経済学	経済学	高等学校教諭専修免許状	公民
国際学	国際学	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史・公民
法学	企業・自治体法務	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民